

地方公共団体情報システムにおける標準化にかかる共通基準に関する検討会（第四回）

2025/8/5

デジタル社会共通機能グループ
地方業務システム基盤チーム

議題

1. 「非機能要件の標準【第1.2版】（案）」の意見照会結果
2. 意見照会を踏まえた改定案への反映事項
3. その他検討課題
4. 改定後の継続検討課題
5. 今後の実施事項

(第四回検討会資料)

- ・【資料 1】地方公共団体情報システムにおける標準化にかかる共通基準に関する検討会（第四回）
- ・【資料 2】「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」の改定案に係る意見一覧

1. 「非機能要件の標準【第1.2版】」の改定に向けて

「非機能要件の標準」の見直しにおいては、有識者、地方公共団体、基幹業務システムを構築するベンダー及び国で構成する「地方公共団体情報システムにおける標準化にかかる共通基準に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、「非機能要件の標準【第1.2版】（案）」の内容を検討してきた。

第四回共通基準検討会においては、地方公共団体及びベンダー向けの意見照会内容を踏まえ、改定内容の確定に向けて諮問させていただきたい。

■「非機能要件の標準」の改定に向けた経緯と取組

○ 第一回検討会

ガバメントクラウド検証事業や標準準拠システムの実運用等が進む中で、現在の「非機能要件の標準」は、個別業務の態様や地方公共団体の規模等に比べ過大ではないかとの指摘があり、運用経費の高止まりに繋がっているとの意見もある。そこで、改めてこれらの状況を踏まえ、**共通基準としての「非機能要件の標準」について再検討すべきとの認識に立ち、検討会を設置して検討・協議を開始した。**

○ 第二回・第三回検討会

第一回検討会において提起された課題に基づき、第二回・第三回検討会では、「非機能要件の標準」の位置付けの再確認や課題項目に対する実態調査（深掘ヒアリング）等を実施し、**「非機能要件の標準【第1.2版】（案）」の策定に至った。**

○ 全国意見照会の実施

地方公共団体及びベンダーを対象として、**「非機能要件の標準【第1.2版】（案）」に係る全国意見照会を実施。**158件の意見・質問が接到。（地方公共団体より117件、ベンダーより41件。）

○ 第四回検討会

全国意見照会の内容も踏まえ、**「非機能要件の標準【第1.2版】」の改定内容を確定。**（見込み）

1. 「非機能要件の標準【第1.2版】（案）」の意見照会結果と対応方針について

「非機能要件の標準【第1.2版】（案）」に係る意見照会（7月2日～7月16日実施）の結果、158件の意見・質問が接到了。本改定の最終案策定に向けて、意見照会の結果を踏まえた対応方針について諮問させていただきたい。

意見照会の結果得られた意見のカテゴリ別件数と主な意見

対応方針

【第1.2版】（案）に対する意見：
158件
(自治体：117件、
ベンダー：41件)

個別項目の要件： 73件	(主な意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ (伝送データの暗号化の有無) [-]条件の意図・対象が分かりづらい ・ (ユーザ数/同時アクセス数/データ量 等) 国が示す「選択レベル」とともに、具体的な数値を提示しなければ、インフラ設計やライセンス数算定等が困難になる ・ (RLO) 市町村「全体バックアップ」を「データの“全体バックアップ”」としてはどうか
個別項目の「選択レベル」：34件	(主な意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ (構築時の制約条件) [-]条件は実質的に適用不可なのではないか ・ (インシデント管理)管理プロセスが「既存」であるか「新規」であるかではなく、実施の有無でレベルが決定されるべきではないか ・ (復旧方針) レベル0:復旧不要が選択可能なのは問題があるのではないか
推奨水準項目の考え方：21件	(主な意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「レベルー：仕様の対象としない」を選択可能とすべきではないか ・ [+][-]条件がある項目でも無条件にすべてのレベルを選択可能か
個別項目の削除：5件	(主な意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ (システム再開目標/稼働率) 現行システムで設定していない場合、必須水準項目から除外することは可能か ・ (移行性全般) 項目自体が指標としてそぐわないのではないか
適用範囲：4件	(主な意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ ガバクラ・バプクラだけでなく、自治体クラウドも適用対象だと考えていた ・ オンプレミスや独自クラウドに構築される標準準拠システムが適合すべきドキュメントは何か
改定のタイミング：2件	(主な意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ (伝送データの暗号化の有無/復旧方針) 設計の見直しにより構築期間やコストの長大化を招くため、自治体の作業スケジュールを踏まえて適切な時期に改定するべき
個別項目の追加：2件	(主な意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ 定義されたマトリクスの網羅性が不十分ではないか ・ ランサムウェア対策が不足していることが懸念され、オフラインバックアップの取得を要件化するべきではないか
その他：17件	(主な意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様の対象としない項目を増やすなど、より大幅な改定が必要ではないか ・ 項番の検索性が低く使いづらい ・ レベル*：ベンダーによる提案事項を選択するとグレーアウトレベルも選択できるのか

<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見の集中した項目について、意見を基により実態に沿った記載内容に修正を行う。(個別整理事項1) ・ 具体的な数値の考え方の提示が必要な項目について、備考欄に記載を追加する。(個別整理事項2) ・ 意見が集中せず、軽微な文言の追加等が適当である項目について、意見を基に文言の追加等を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態に沿わない[-]条件のある項目について、レベル表記の見直しや[-]条件の削除を行う。(個別整理事項3) ・ 実態に沿わないレベル表記のある項目について、国が示す「選択レベル」表記の修正を行う。(個別整理事項4) ・ 行政事務の運用上、選択肢として取り得ない項目は、「グレーアウト（選択できない）」とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 推奨水準項目の趣旨について、丁寧に説明を行う。 ・ [+][-]条件の考え方について、非機能要件の標準の使用方式・条件に説明を追加する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当項目は[-]条件の適用により下位のレベルを選択できることから、項目の削除は行わないこととする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非機能要件の標準の適用対象と適用範囲について、改めて整理を行う。(その他整理事項)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改定は、新たな要求事項を追加せず、既存の項目の一部において、業務の内容、自治体ごとの要求基準やリスク受容方針に応じたレベルの設定を可能にするものとして検討を行った。構築中又は運用中のシステムに対し、必ずしも非機能要件の水準の変更を求めるものではなく、構築・運用の中で中長期的に見直し可能な範囲において適切なレベルの検討を促進するものとして案内していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな要求事項を追加せず、既存の項目の一部において、業務の内容、自治体ごとの要求基準やリスク受容方針に応じたレベルの設定を可能にするという本改定の趣旨にのっとり、本改定では項目の追加は行わない。標準準拠システムの運用から得られた知見を踏まえ、次回改定時に検討を行うこととする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改定では55項目全ての遵守を求めるものの、実運用の結果を踏まえ、次回改定時に項目設定について検討する。(その他整理事項) ・ 選択不可能な選択範囲については、グレーアウト及び説明追記により選択不可であることを明確化する。

(参考) 「個別項目の要件」「個別項目の「選択レベル」」「個別項目の削除」カテゴリ別の意見数

「個別項目の要件」「個別項目の選択レベル」「個別項目の削除」カテゴリ別の意見数は以下のとおり。「個別項目の「選択レベル」」「個別項目の削除」カテゴリでは 特定項目への意見の偏りは見られなかったが、「個別項目の要件」カテゴリでは「E.6.1.1:伝送データの暗号化」や「A.1.5.1:稼働率」等への集中が見られた。

(1/3)

#	項目	マトリクス (指標)	項目分類	意見数： 個別項目の 要件	意見数： 個別項目の 「選択レベル」	意見数： 個別項目の 削除
1	C.1.2.2 外部データの利用可否		推奨水準	0	1	0
2	C.2.3.5 OS等パッチ適用タイミング		標準水準	6	1	0
3	E.1.1.1 遵守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無		標準水準	3	1	0
4	E.2.1.1 リスク分析範囲		標準水準	0	0	0
5	E.4.3.4 ウィルス定義ファイル適用タイミング		標準水準	1	0	0
6	E.5.1.1 管理権限を持つ主体の認証		標準水準	2	1	0
7	E.5.2.1 システム上の対策における操作制限		標準水準	0	0	0
8	E.6.1.1 伝送データの暗号化の有無		標準水準	14	1	0
9	E.6.1.2 蓄積データの暗号化の有無		標準水準	2	1	0
10	E.7.1.1 ログの取得		標準水準	0	1	0
11	E.7.1.3 不正監視対象（装置）		標準水準	1	1	0
12	E.10.1.1 セキュアコーディング、Webサーバの設定等による対策の強化		標準水準	3	2	0
13	E.10.1.2 WAFの導入の有無		推奨水準	2	1	0
14	A.1.3.1 RPO（目標復旧地点）（業務停止時）		標準水準	1	1	0
15	A.1.3.2 RTO（目標復旧時間）（業務停止時）		標準水準	3	0	0
16	A.1.3.3 RLO（目標復旧レベル）（業務停止時）		標準水準	2	0	1
17	A.1.4.1 システム再開目標（大規模災害時）		標準水準	5	0	1
18	A.1.5.1 稼働率		標準水準	10	0	1

(2/3)

#	項目	マトリクス (指標)	項目分類	意見数： 個別項目の 要件	意見数： 個別項目の 「選択レベル」	意見数： 個別項目の 削除
19	B.1.1.1 ユーザ数		推奨水準	1	0	0
20	B.1.1.2 同時アクセス数		推奨水準	1	0	0
21	B.1.1.3 データ量（項目・件数）		推奨水準	1	1	0
22	B.1.1.4 オンラインリクエスト件数		推奨水準	1	1	0
23	B.1.1.5 バッチ処理件数		推奨水準	0	1	0
24	B.2.1.4 通常時オンラインレスポンスタイム		標準水準	2	0	0
25	B.2.1.5 アクセス集中時のオンラインレスポンスタイム		標準水準	1	0	0
26	B.2.2.1 通常時バッチレスポンス遵守度合い		推奨水準	0	0	0
27	B.2.2.2 アクセス集中時のバッチレスポンス遵守度合い		推奨水準	0	0	0
28	C.1.1.1 運用時間（平日）		標準水準	1	1	0
29	C.1.1.2 運用時間（休日等）		標準水準	1	1	0
30	C.1.2.5 バックアップ取得間隔		標準水準	1	0	0
31	C.4.3.1 マニュアル準備レベル		標準水準	1	0	0
32	C.4.5.1 外部システムとの接続有無		標準水準	0	0	0
33	C.5.2.2 保守契約（ソフトウェア）の種類		標準水準	1	0	0
34	D.1.1.2 システム停止可能日時		推奨水準	1	0	1
35	D.3.1.1 設備・機器の移行内容		推奨水準	1	1	0
36	D.4.1.1 移行データ量		推奨水準	1	0	0

(参考) 「個別項目の要件」「個別項目の「選択レベル」」「個別項目の削除」カテゴリ別の意見数

(3/3)

#	項目	マトリクス (指標)	項目分類	意見数： 個別項目の 要件	意見数： 個別項目の 「選択レベル」	意見数： 個別項目の 削除
37	D.5.1.1	移行のユーザ/ベンダー作業分担	標準水準	1	1	0
38	F.1.1.1	構築時の制約条件	標準水準	3	2	0
39	F.1.2.1	運用時の制約条件	標準水準	3	2	0
40	A.3.1.1	復旧方針	標準水準	1	1	0
41	A.3.2.1	保管場所分散度 (外部保管データ)	標準水準	1	1	0
42	A.3.2.2	保管方法 (外部保管データ)	標準水準	1	0	0
43	C.1.2.3	データ復旧の対応範囲	標準水準	0	0	0
44	C.1.3.1	監視情報	標準水準	1	1	0
45	C.5.9.1	定期報告会実施頻度	推奨水準	0	0	0
46	C.5.9.2	報告内容のレベル	推奨水準	0	0	0
47	C.6.2.1	問い合わせ対応窓口の設置有無	推奨水準	0	0	0
48	C.6.3.1	インシデント管理の実施有無	推奨水準	0	1	0
49	C.6.4.1	問題管理の実施有無	推奨水準	0	1	0
50	C.6.5.1	構成管理の実施有無	標準水準	0	1	0
51	C.6.6.1	変更管理の実施有無	推奨水準	0	1	0
52	C.6.7.1	リリース管理の実施有無	推奨水準	0	1	0
53	D.1.1.1	システム移行期間	推奨水準	0	1	1
54	D.1.1.3	並行稼働の有無	推奨水準	0	0	0
55	E.3.1.2	Webアプリケーション診断実施の有無	推奨水準	1	2	0

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

「推奨水準項目」及び「標準水準項目」に分類する項目案について

- 意見照会の結果を踏まえ、「推奨水準項目」及び「必須水準項目」の分類方針については、第三回検討会までに整理した内容とさせていただきます。※
なお、「必須水準」という表記はその位置付けを正確に伝えるにはやや分かりづらく誤解を与えるのではないかとの意見があり、改めて事務局内で検討した結果として「標準水準」としてはどうか。

「非機能要件の標準（55項目）」の整理結果

推奨水準項目：22項目

標準水準項目：33項目（20+2+11項目）

「非機能要件の標準（55項目）」について検討会で整理した方針（分類内訳）

【方針1】

現状維持としたい意見が存在せず、コスト削減効果が見込め、自治体とベンダー間でコスト調整の可能性がある項目
（22項目）

【方針2】

現状維持としたい意見と見直したい意見の両論存在し、コスト削減の効果についても両論存在する項目
（20項目）

【方針3】

安定運用の観点等に鑑み制度所管省庁として必須とすべきと判断した項目
（2項目）

【方針4】

セキュリティの根幹に関わるものとして、業務にかかわらず画一的な指標を示す必要がある項目
（11項目）

参照：地方公共団体情報システムにおける標準化にかかる共通基準に関する検討会（第三回）「資料1 スライド6」

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

「非機能要件の標準【第1.2版】」の使用方法・条件への説明追記

「非機能要件の標準【第1.2版】」のそもそもの位置付けについて不明瞭ではないかの意見（第一回検討会）や、今回の意見照会の結果等を踏まえ、「非機能要件の標準」冒頭部分の概要説明資料「非機能要件の標準について」を、以下の案に修正してはどうか。

「非機能要件の標準について」（案）

「非機能要件の標準」は、「非機能要求グレード（地方公共団体版）」（平成26年3月・J-LIS作成）において、業務・システムの分類「グループ②」として示された要求グレードのうち、クラウド調達時の扱いが「○：クラウド対象と成り得る項目」とされている項目を中心に、各項目の「選択レベル」を参照して、最新の状況を鑑み修正・追加したものである。

また、「非機能要件の標準」は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）第7条及び第5条第2項第3号に定められる地方公共団体情報システムの共通基準の1つであることから、デジタル庁が総務省と協議して定める。

1. 「非機能要件の標準」を用いる業務システム

- 標準化法第2条第1項の規定に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）で定める20業務（※）に係る地方公共団体が使用するシステム（地方公共団体情報システム）。

※ 住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理

2. 「非機能要件の標準」の適用範囲

- 主に、クラウドサービスによるシステム基盤（IaaS/PaaS）で実現される要求を範囲としている。ただし、システム基盤に対する要求を定義する際に重要な要求項目であると考えられるものについては、必ずしもシステム基盤のみで実現されるとは限らないもの（業務アプリケーションの一部）についても対象に含む。

3. 「非機能要件の標準」の利用方法

○ 各地方公共団体

- 上記20業務に係る情報システム調達等の際に、開発ベンダに対して示す非機能要件は「非機能要件の標準」とする。
- 「非機能要件の標準」に従って、クラウドサービス（ガバメントクラウド、パブリッククラウド、独自クラウド（自治体クラウド）※）によりシステムを利用する。
- 「非機能要件の標準」の選択レベルを選択する際には、以下の点を遵守する。
 - ✓ 「推奨水準項目」は団体ごとの規模やリスク受容方針に応じたレベルを選択する。
 - ✓ 「標準水準項目」は、国の示す「選択レベル」又はプラス条件（又はマイナス条件）の下、選択レベルの変更を検討し、選択する。
 - ✓ 次に示す非機能要件は各地方公共団体の業務量に応じて具体的な値を示す。
「B.1.1.1 ユーザ数」、「B.1.1.2 同時アクセス数」、「B.1.1.3 データ量（項目・件数）」、「B.1.1.4 オンラインリクエスト件数」、「B.1.1.5 バッチ処理件数」
 - ✓ 共同利用方式の場合は、同一の環境を利用する複数団体において、一律のレベルを選択する。

※独自クラウド（自治体クラウド）の追加については後述

4. 上記20業務に係る各業務システムの標準仕様と「非機能要件の標準」の関係

- 各業務システムの標準仕様において、非機能要件に関して独自の厳しい要件が定められた場合には、当該標準仕様の非機能要件部分が「非機能要件の標準」に優先するものとする。

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

「非機能要件の標準【第1.2版】」のレベル設定方法の例示について（案）

「非機能要件の標準」内の説明資料「非機能要件の標準の使用方法」についても、意見照会の結果、「プラス条件の有無と上位のレベルの選択の関係性が分からない」「推奨水準項目のレベルの設定について、例示をより分かりやすくしてほしい」等の要望があり、改めて、標準水準項目・推奨水準項目、プラス・マイナス条件の有無に応じたレベル設定方法の例示（ケース別の例示）を、以下のとおり示してはどうか。

各ケースの整理（案）

ケース1：「標準水準項目」のうち、「選択時の条件」にプラス条件（[+]）もマイナス条件（[-]）も（いずれも）記載がない項目は、**経済的合理性や業務の性質等を考慮の上、国が示した「選択レベル」よりもレベルを上げることができる。**

ケース2：「標準水準項目」のうち、「選択時の条件」にプラス条件の記載はないが、**マイナス条件**の記載がある項目は、**経済的合理性や業務の性質等を考慮の上、国が示した「選択レベル」よりもレベルを上げることができる。**

また、「選択時の条件」の**マイナス条件**を満たす場合は、国が示した「選択レベル」よりレベルを下げることを許容する。

ケース3：「標準水準項目」のうち、「選択時の条件」に**プラス条件**の記載はあるが、マイナス条件の記載がない項目は、**経済的合理性や業務の性質等を考慮の上、プラス条件を満たす場合は国が示した「選択レベル」よりもレベルを上げることができる。**一方で、国が「選択レベル」で示しているレベルよりも下げることができない。

ケース4：「標準水準項目」のうち、「選択時の条件」に**プラス条件**の記載も**マイナス条件**の（いずれの）記載もある項目は、**経済的合理性や業務の性質等を考慮の上、プラス条件を満たす場合は国が示した「選択レベル」よりもレベルを上げることができる。**また、「選択時の条件」の**マイナス条件**を満たす場合は、国が示した「選択レベル」よりもレベルを下げるることができる。

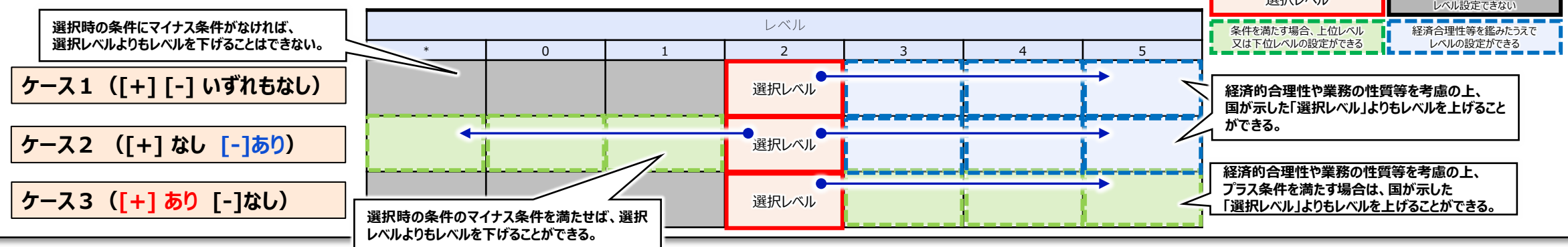
ケース5：「推奨水準項目」は、自治体規模や、自治体における業務の性質、リスク受容方針等に応じて、柔軟にレベルを設定することができる。

（改定前にプラス条件・マイナス条件が付与されていた要件の内容は、参考情報として備考欄に移すこととする。）

※ 注記1： いずれの場合においても、設定したレベルの要件は遵守する必要がある。

※ 注記2： ケース2・4・5においては、国が示した「選択レベル」より低いレベルに設定した場合においても、非機能要件の標準を満たすものとする。

■「標準水準項目」におけるレベルの設定について（国が示す選択レベルが「2」の場合）



2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

「非機能要件の標準【第1.2版】」のレベル設定方法の例示について（案）

ケース別例示（案）

■ケース1～5のレベル設定方法の例示

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	選択レベル	選択時の条件	レベル							項目種別				
							-	*	0	1	2	3	4		5			
E.7.1.3	セキュリティ	不正追跡・監視	不正監視対象 (装置)	サーバ、ストレージ、ネットワーク機器、端末等への不正アクセス等の監視のために、ログを取得する範囲を確認する。 不正行為を検知するために実施する。	1	重要度が高い資産を扱う範囲 脅威が発生した際に、それらを検知し、その後の対策を迅速に実施するために、監視対象とするサーバ、ストレージ、ネットワーク機器、端末等の範囲を定めておく必要がある。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	重要度が高い資産を扱う範囲	システム全体						標準水準項目	<p>ケース1:「標準水準項目」 (プラス・マイナス条件なし) 経済的合理性や業務の性質等を考慮の上、国が示した「選択レベル」よりもレベルを上げることができる。</p>
A.1.3.1	可用性	継続性	RPO (目標復旧地点) (業務停止時)	業務停止を伴う障害が発生した際、バックアップしたデータなどから情報システムをどの時点まで復旧するかを定める目標値。 バックアップ頻度・バックアップ装置・ソフトウェア構成等を決定するために必要。	2	1営業日前の時点 (日次バックアップからの復旧) システム障害時において、障害復旧完了後、バックアップデータを使用したリストアを行うことを想定 [-] データの損失がある程度許容できる場合 (復旧対象とするデータ (日次、週次) によりレベルを選定)	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	復旧不要	1営業日前の時点 (週次バックアップからの復旧)	1営業日前の時点 (日次バックアップからの復旧)	障害発生時 点 (日次バックアップ+一時保存データからの復旧)					標準水準項目	<p>ケース2:「標準水準項目」 (プラス条件なし・マイナス条件あり) 経済的合理性や業務の性質等を考慮の上、国が示した「選択レベル」よりもレベルを上げることができ、また、「選択時の条件」のマイナス条件を満たす場合は、国が示した「選択レベル」よりレベルを下げることを許容する。</p>
A.3.2.1	可用性	災害対策	保管場所分散度 (外部保管データ)	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管する。	2	1ヶ所 (遠隔地) 遠隔地1ヶ所 [-] コストと実現性を確認した上で、可用性を高めた場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	1ヶ所 (近隣の別な建物)	1ヶ所 (遠隔地)	2ヶ所 (近隣の別な建物と遠隔地)	2ヶ所 (遠隔地)				標準水準項目	<p>ケース3:「標準水準項目」 (プラス条件あり・マイナス条件なし) 経済的合理性や業務の性質等を考慮の上、国が示した「選択レベル」よりもレベルを上げることができる。</p>
E.2.1.1	セキュリティ	セキュリティリスク分析	リスク分析範囲	システム開発を実施する中で、どの範囲で対象システムの脅威を洗い出し、影響の分析を実施するかの方針を確認するための項目。 なお、適切な範囲を設定するためには、資産の洗い出しやデータのライフサイクルの確認等を行う必要がある。 また、洗い出した脅威に対して、対策する範囲を検討する。	1	重要度が高い資産を扱う範囲 重要情報が取り扱われているため、脅威が現実のものとなった場合のリスクも高い。そのため、重要度が高い資産を扱う範囲に対してリスク分析する必要がある。 [-] 重要情報の漏洩等の脅威が存在しない (あるいは許容する) 場合 [+] 情報の移動や状態の変化が大きい場合	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	分析なし	重要度が高い資産を扱う範囲	対象全体						標準水準項目	<p>ケース4:「標準水準項目」 (プラス条件あり・マイナス条件あり) 経済的合理性や業務の性質等を考慮の上、国が示した「選択レベル」よりもレベルを上げることができ、また、「選択時の条件」のマイナス条件を満たす場合は、国が示した「選択レベル」よりレベルを下げることを許容する。</p>
C.5.9.2	運用・保守性	サポート体制	報告内容のレベル	定期報告会において報告する内容の詳しさを定める項目。	3	障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う 障害発生時など改善提案が必要な場合を想定	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	無し	障害報告のみ	障害報告に加えて運用状況報告を行う	障害及び運用状況報告に加えて、改善提案を行う					推奨水準項目	<p>ケース5:「推奨水準項目」 自治体規模や、自治体における業務の性質、リスク受容方針等に応じて、柔軟にレベルを設定することができる。</p>

選択レベル

グレーアウトした項目はレベル設定できない

条件を満たす場合、上位レベル又は下位レベルの設定ができる

経済合理性等を鑑みつつレベルの設定ができる

全てのケースにおける共通事項:
国が示した「選択レベル」からレベルを変更する場合、非機能要件の要求水準が上下するとともに、必要コストも増減する可能性があること（経済合理性）に鑑み、レベル設定を行う必要がある。

[-]に該当の場合

選択
レベル

[+]に該当の場合

- 非機能要件の要求水準は下がる
- 必要コストは軽減する可能性がある
- 非機能要件の要求水準は上がる
- 必要コストは増加する可能性がある

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

「非機能要件の標準」の適用対象及び適用範囲

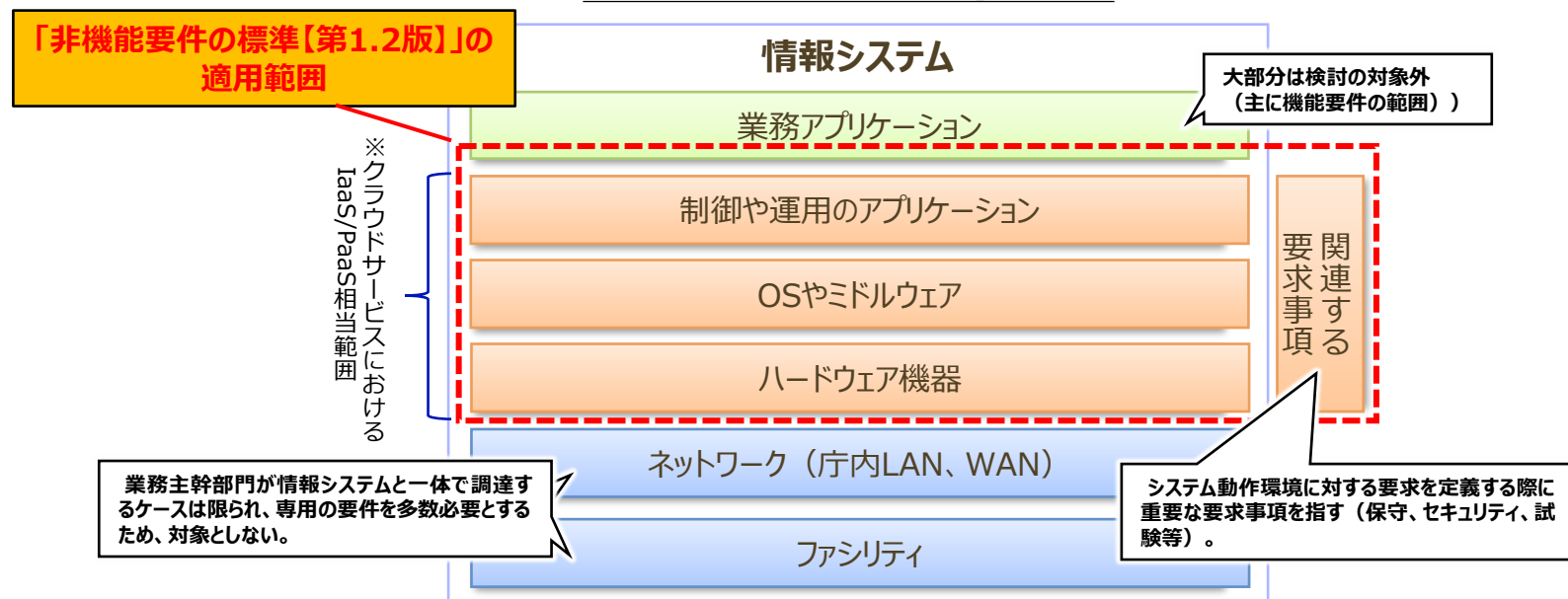
「非機能要件の標準」の適用対象及び適用範囲の明確化を求める意見が多数見られたことを踏まえ、今回の改定において、「非機能要件の標準」内の説明資料「非機能要件の標準の共通事項（「非機能要件の標準について」「非機能要件の標準の使用方法について）」の内容を、以下としてどうか。

- 「非機能要件の標準【第1.2版】」の**適用対象**は、ガバメントクラウド、パブリッククラウド又は**独自クラウド（自治体クラウド）**のクラウドサービスを用いて提供される、標準化法第2条第1項で規定される地方公共団体情報システムとする。（※）
- 「非機能要件の標準【第1.2版】」の**適用範囲**は、J-LIS「非機能要求グレード（地方公共団体版）」に倣い、各要求項目が必ずしもシステム基盤で実現されるとは限らないものも対象として含むことから、「業務アプリケーション（の一部）」及び「クラウドサービス（ガバメントクラウド、パブリッククラウド、又は独自クラウド（自治体クラウド））」として提供されるIaaS/PaaSとする。（図1）

※「非機能要件の標準」における、ガバメントクラウド、パブリッククラウド及び独自クラウド（自治体クラウド）の定義は以下のとおりとする。

- ・ガバメントクラウド：「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針に基づき、安全かつ合理的な利用環境としてデジタル庁が選定した複数のパブリッククラウド（IaaS、PaaS、SaaS）のこと。
- ・パブリッククラウド：クラウド事業者（CSP）がインターネット経由で不特定多数のユーザーに提供するクラウド環境のこと。
- ・独自クラウド（自治体クラウド）：地方公共団体（又は複数の地方公共団体）が標準準拠システムを外部のデータセンターで管理・運用するなど、特定の組織内でのみ利用されるクラウド環境のこと。

図1「非機能要件の標準【第1.2版】」の適用範囲



2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項1】「E.6.1.1：伝送データの暗号化の有無」の趣旨明確化について

今回の意見照会等の結果、「目的が分かりづらいのではないか。」「マイナス条件を構成する前提②の内容に違和感がある。」など、複数団体からの質疑や意見が示されたところ。これらを踏まえ、以下のように再整理してはどうか。（紫字）

修正（案）

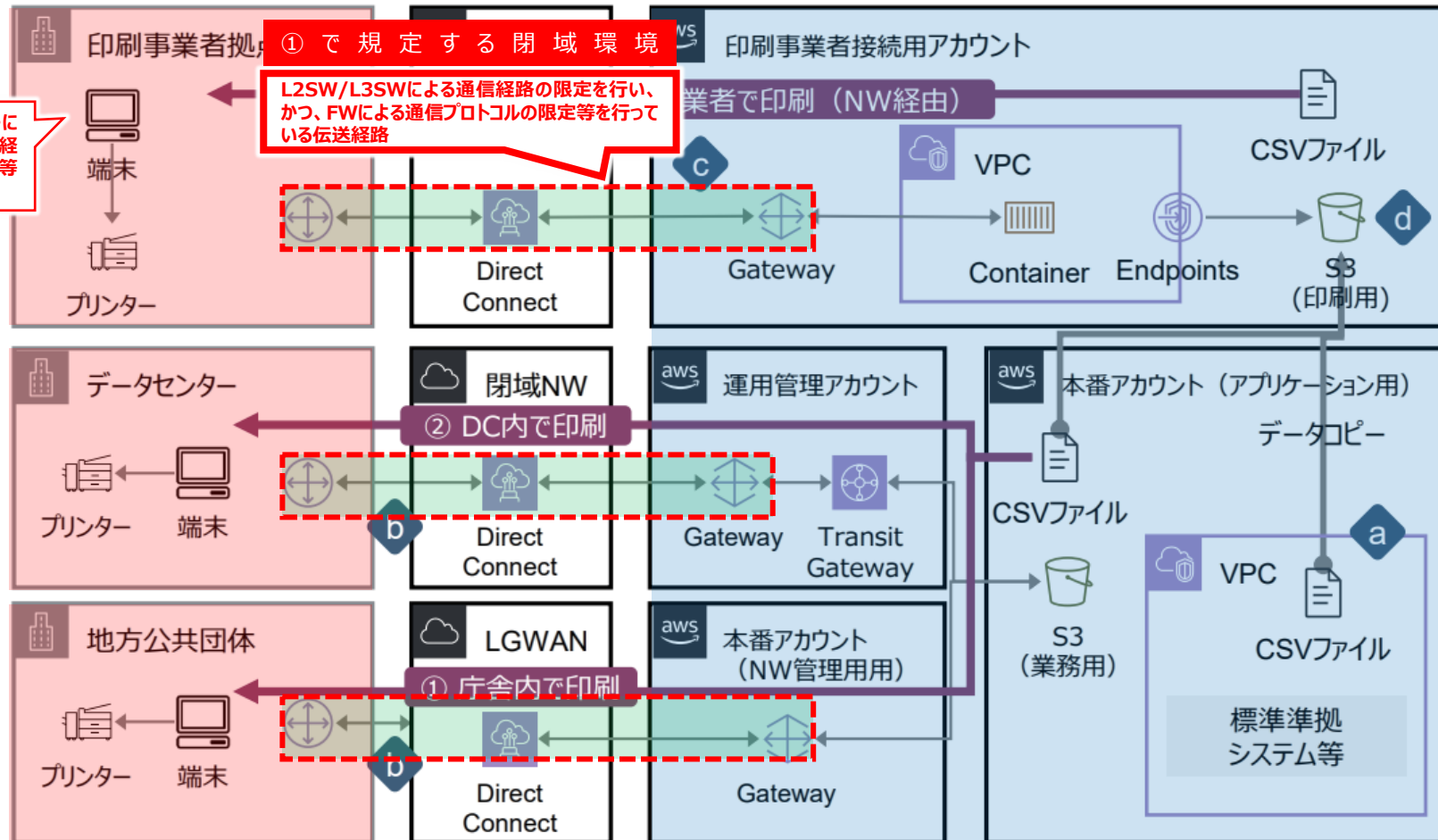
項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス 説明	選択 レベル	選択時の条件	レベル				備考
							*	0	1	2	
E.6.1.1	セキュリティ	データの秘匿	伝送データの暗号化の有無	暗号化通信方式を使用して伝送データの暗号化を行う。 インターネットに直接接続せず、内部ネットワークのみに接続する情報システムの伝送において、悪意のある第三者の外部からの侵入、傍受、盗聴、改ざん等から重要なデータを保護するための対策。	2	すべてのデータを暗号化 インターネットに直接接続せず、内部ネットワークのみに接続する情報システムを想定。 [-] インターネットに接続していない①を満たす閉域環境における伝送データにおいて、以下の②③双方④〜④いずれの条件も満たす場合 ① L2SW/L3SWによる通信経路の限定を行い、かつ、ファイアウォールによる通信プロトコルの限定等を行うことで必要な通信に制限していること。 ② 暗号化を行う対象データを特定していること。（E.6.1.2の選択レベルが「3:蓄積データはすべてのデータを暗号化する」であること。E.2.1.1の選択レベルが「1:重要度が高い資産を扱う範囲」又は「2:対象全体」であること。） ③ 通信ログを取得していること。 ④ インシデント管理及び対応を行うこと。	ベンダーによる提案事項	無し	一部のデータを暗号化 (マイナス条件を満たしたうえで、自治体の判断により暗号化対象とする伝送データを選定する)	すべてのデータを暗号化	【注意事項】 本項番の「暗号化」は「ハッシュ化」等も含む。ガバメントクラウド及びISMAPクラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスについては、ISMAPの認証の過程で、通信のセキュリティ対策の実施を確認しているため、クラウドサービス内の伝送データの暗号化は必須ではない。 暗号化方式等に関する評価の結果をまとめた「電子政府の調達のために参照すべき暗号の決定」(CISPEC暗号リスト)を勘案して決
				マトリクス説明に本項目の目的を明記した。	<p>本条件を満たすことを「閉域環境」とする。また、「閉域環境」の例示は、「ガバメントクラウド利用における推奨構成」を用いて示す。</p> <p>マイナス条件を満たす場合に適用できるレベルはレベル1のみであり、暗号化するデータを特定することはレベル1の記載で自明であることから削除。</p> <p>E.7.1.1において、レベル「1:必要なログを取得する」を選択していること。</p> <p>改定後のC.6.3.1（後述）において、レベル「1:インシデント管理を実施する」を選択していること。</p> <p>マイナス条件の追加検討</p>				<p>ISMAPの認証の対象はクラウドサービスであり、認証の過程においては、CSP（AWSなどクラウドサービス提供者）が提供しているクラウドサービス（RDSやS3など）において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ユーザーに対しセキュリティ対策が可能なサービス・オプションを提供しているか 2. クラウドサービスを提供するにあたって、CSPがどのようにセキュリティ対策を講じているか <p>等について確認しており、地方公共団体の利用する標準準拠システムに対してセキュリティ対策の実施（伝送データの暗号化等）を確認しているわけではない。</p> <p>地方公共団体は、クラウドサービスの利用者として、クラウドサービス上に構築される標準準拠システムにおいて、CSPが提供するクラウドサービスのセキュリティ機能を活用し、適切なセキュリティ要件を設計、利用することが求められる。</p> <p>そのため、注意事項に記載された「ガバメントクラウド及び～（略）クラウドサービス内の伝送データの暗号化は必須ではない」という一文は不適切であるため、削除してはどうか。</p> <p>なお、この一文をもとに構築されたシステムにおいても、選択レベル1を選択すれば要件は満たせるものであると料する。</p>		

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項1】「E.6.1.1：伝送データの暗号化の有無」の趣旨明確化について

本項目で設定したマイナス条件において「[-] インターネットに接続していない①L2SW/L3SWによる通信経路の限定を行い、かつファイアウォールによる通信プロトコルの限定等を行うことで必要な通信に制限している環境」を閉域環境と定義した。ガバメントクラウド推奨構成上の閉域環境を例示すると、以下のとおり。

例. 「ガバメントクラウド利用における推奨構成（AWS）」を用いた「閉域環境」のイメージ



2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項1】A.1.5.1：稼働率

レベル設定時の条件の記載について意見（自治体意見No.8、ベンダー意見No.12他）が示されたことから、以下の内容に修正してはどうか。

修正前
(意見照会時)

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目 種別	【第1.2版】(案) レベル																
A.1.5.1	可用性	継続性	稼働率	明示された利用条件の下で、情報システムが要求されたサービスを提供できる割合。 明示された利用条件とは、運用スケジュールや、目標復旧水準により定義された業務が稼働している条件を指す。その稼働時間の中で、サービス中断が発生した時間により稼働率を求める。 一般的にサービス利用料と稼働率は比例関係にある。	ベンダーのサポート拠点から、車で2時間程度の場所にあることを想定。1回当たり6時間程度停止する故障を年間2回まで許容する。 [-] 地理的条件から実現困難な場合。業務停止が許容できる場合。 [+] コストと地理的条件等の実現性を確認した上で、業務への支障が大きいかどうかである場合	3: 99.5%	標準 水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>規定しない</td> <td>95%</td> <td>99%</td> <td>99.5%</td> <td>99.9%</td> <td>99.99%</td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	95%	99%	99.5%	99.9%	99.99%
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	95%	99%	99.5%	99.9%	99.99%																	

修正後

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目 種別	【第1.2版】(案) レベル																
A.1.5.1	可用性	継続性	稼働率	明示された利用条件の下で、情報システムが要求されたサービスを提供できる割合。 明示された利用条件とは、運用スケジュールや、目標復旧水準により定義された業務が稼働している条件を指す。その稼働時間の中で、サービス中断が発生した時間により稼働率を求める。 一般的にサービス利用料と稼働率は比例関係にある。	<p>ガバメントクラウド、パブリッククラウド又は独自クラウドのいずれにおいても、保守要員による遠隔での運用保守作業と各クラウドサービスで提供される運用保守サービス等を活用し、運用の実現性を確認した上で、業務への影響を考慮し稼働率を設定するものとする。</p> <p>また、地方公共団体がその他受注者との取り決め項目として明示することで適合するものとする。</p> <p>[-] 運用の実現性を確認した上で、業務への支障が小さいことが明らかである場合 [+] 運用の実現性を確認した上で、業務への支障が大きいかどうかである場合</p>	3: 99.5%	標準 水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>規定しない</td> <td>95%</td> <td>99%</td> <td>99.5%</td> <td>99.9%</td> <td>99.99%</td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	95%	99%	99.5%	99.9%	99.99%
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	規定しない	95%	99%	99.5%	99.9%	99.99%																	

現行第1.1版では、故障等に伴い、駆け付け対応や6時間程度の停止といった現地作業を前提とする記載があったが、クラウドサービスの特性から、現地作業を意識する必要が無いこと、また、各CSPが運用監視のツールを提供していることも合わせて考慮し、「業務停止の影響」に合わせてレベルを設定する内容としてはどうか。

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項2】B.1.1.1：ユーザ数、B.1.1.2：同時アクセス数

国が示した「選択レベル」とともに、具体的な「上限」の数値を提示すべき、との意見（自治体意見No.22）が寄せられたところ。自治体により状況が異なることから、レベル設定の考え方を示すものとして、以下の内容に修正してはどうか。

修正前
(意見照会時)

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル	備考																
B.1.1.1	性能・拡張性	業務処理量	ユーザ数	情報システムの利用者数。利用者は、庁内、庁外を問わず、情報システムを利用する人数を指す。性能・拡張性を決めるための前提となる項目であると共にシステム環境を規定する項目でもある。また、パッケージソフトやミドルウェアのライセンス価格に影響することがある。	基幹系システムの場合は、業務ごとに特定のユーザが使用することを想定。	1: 上限が決まっている	推奨水準	<table border="1"> <tr><td>-</td><td>*</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>仕様の対象としない</td><td>ベンダーによる提案事項</td><td>特定ユーザのみ</td><td>上限が決まっている</td><td>不特定多数のユーザが利用</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定ユーザのみ	上限が決まっている	不特定多数のユーザが利用				-
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定ユーザのみ	上限が決まっている	不特定多数のユーザが利用																					
B.1.1.2	性能・拡張性	業務処理量	同時アクセス数	同時アクセス数とは、ある時点で情報システムにアクセスしているユーザ数のことである。パッケージソフトやミドルウェアのライセンス価格に影響することがある。	特定のユーザがアクセスすることを想定。	1: 同時アクセスの上限が決まっている	推奨水準	<table border="1"> <tr><td>-</td><td>*</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>仕様の対象としない</td><td>ベンダーによる提案事項</td><td>特定利用者の限られたアクセスのみ</td><td>同時アクセスの上限が決まっている</td><td>不特定多数のアクセス有り</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定利用者の限られたアクセスのみ	同時アクセスの上限が決まっている	不特定多数のアクセス有り				-
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定利用者の限られたアクセスのみ	同時アクセスの上限が決まっている	不特定多数のアクセス有り																					

利用用途を踏まえ、「数値化」した上でレベル設定するマトリクスであることを鑑み、レベル設定における考え方を備考に追記してはどうか。

修正後

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル	備考																
B.1.1.1	性能・拡張性	業務処理量	ユーザ数	情報システムの利用者数。利用者は、庁内、庁外を問わず、情報システムを利用する人数を指す。性能・拡張性を決めるための前提となる項目であると共にシステム環境を規定する項目でもある。また、パッケージソフトやミドルウェアのライセンス価格に影響することがある。	基幹系システムの場合は、業務ごとに特定のユーザが使用することを想定。	1: 上限が決まっている	推奨水準	<table border="1"> <tr><td>-</td><td>*</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>仕様の対象としない</td><td>ベンダーによる提案事項</td><td>特定ユーザのみ</td><td>上限が決まっている</td><td>不特定多数のユーザが利用</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定ユーザのみ	上限が決まっている	不特定多数のユーザが利用				<p>【注意事項】 標準準拠システムにおけるマトリクス「ユーザ数」を検討する際は、レベルを設定した後にユーザ数を特定するのではなく、以下のように、利用用途を踏まえ、ユーザ数の数値化をした上で、レベルを設定する。</p> <p>例1) 標準準拠システムの利用者は、一意のユーザ（ユーザA（担当課）、ユーザB（情報システム部門））であり、当分変更の余地はないため、2名分を想定（レベルは「0:特定ユーザのみ」となる）。</p> <p>例2) 標準準拠システムの利用者は、担当分担や組織変更等の利用人数変更を考慮し、最大15名分あれば十分と想定（レベルは「1:上限が決まっている」となる）。</p>
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定ユーザのみ	上限が決まっている	不特定多数のユーザが利用																					
B.1.1.2	性能・拡張性	業務処理量	同時アクセス数	同時アクセス数とは、ある時点で情報システムにアクセスしているユーザ数のことである。パッケージソフトやミドルウェアのライセンス価格に影響することがある。	特定のユーザがアクセスすることを想定。	1: 同時アクセスの上限が決まっている	推奨水準	<table border="1"> <tr><td>-</td><td>*</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>仕様の対象としない</td><td>ベンダーによる提案事項</td><td>特定利用者の限られたアクセスのみ</td><td>同時アクセスの上限が決まっている</td><td>不特定多数のアクセス有り</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定利用者の限られたアクセスのみ	同時アクセスの上限が決まっている	不特定多数のアクセス有り				<p>【注意事項】 標準準拠システムにおけるマトリクス「同時アクセス数」を検討する際は、レベルを設定した後に同時アクセス数を特定するのではなく、以下のように、利用用途を踏まえ、同時アクセス数の数値化をした上で、レベルを設定する。</p> <p>例1) 標準準拠システムの同時アクセスは、特定の業務担当者のみが利用し、同時に最大2名がアクセスすることを想定（レベルは「0:特定利用者の限られたアクセスのみ」となる）。</p> <p>例2) 標準準拠システムの同時アクセスは、業務の繁忙期を鑑み、15名利用者がいる前提で、最大10名の同時アクセスが発生する可能性がある（レベルは「1:同時アクセスの上限が決まっている」となる）。</p>
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	特定利用者の限られたアクセスのみ	同時アクセスの上限が決まっている	不特定多数のアクセス有り																					

対象業務の性質から、設定が想定されない「レベル2：不特定多数のユーザが利用」は削除し、備考欄の例1のとおり設定が想定される「レベル0：特定ユーザのみ」は選択可としてはどうか。

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項2】B.1.1.3：データ量（項目・件数）、B.1.1.4：オンラインリクエスト件数

国が示した「選択レベル」とともに、具体的な上限数値を提示すべきとの意見（自治体意見No.22）が寄せられたところ。自治体によって状況が異なることから、レベル設定の考え方を示すものとして、以下の内容に修正してはどうか。

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル	備考																
B.1.1.3	性能・拡張性	業務処理量	データ量(項目・件数)	情報システムで扱うデータの件数及びデータ容量等。性能・拡張性を決めるための前提となる項目である。	要件定義時には明確にしておく必要がある。 [+] 全部のデータ量が把握できていない場合	0: すべてのデータ件数、データ量が明確である	推奨水準	<table border="1"> <tr><td>-</td><td>*</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>すべてのデータ件数、データ量が明確である</td> <td>主要なデータ件数、データ量のみが明確である</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	すべてのデータ件数、データ量が明確である	主要なデータ件数、データ量のみが明確である					【レベル1】 主要なデータ量とは、情報システムが保持するデータの中で、多くを占めるデータのことを言う。例えば、住民記録システムであれば住民データ・世帯データ・異動データ等がある。なお、適切な構成でクラウドサービスを利用することで、拡張性を容易に確保することが考えられる。
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	すべてのデータ件数、データ量が明確である	主要なデータ件数、データ量のみが明確である																						
B.1.1.4	性能・拡張性	業務処理量	オンラインリクエスト件数	単位時間ごとの業務処理件数。性能・拡張性を決めるための前提となる項目である。	要件定義時には明確にしておく必要がある。 [+] 全部のオンラインリクエスト件数が把握できていない場合	0: 処理ごとにリクエスト件数が明確である	推奨水準	<table border="1"> <tr><td>-</td><td>*</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>処理ごとにリクエスト件数が明確である</td> <td>主な処理のリクエスト件数のみが明確である</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	処理ごとにリクエスト件数が明確である	主な処理のリクエスト件数のみが明確である					【レベル1】 主な処理とは情報システムが受け付けるオンラインリクエストの中で大部分を占めるものを言う。例えば、住民記録システムの転入・転出処理などがある。なお、適切な構成でクラウドサービスを利用することで、拡張性を容易に確保することが考えられる。
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	処理ごとにリクエスト件数が明確である	主な処理のリクエスト件数のみが明確である																						

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル	備考																
B.1.1.3	性能・拡張性	業務処理量	データ量(項目・件数)	情報システムで扱うデータの件数及びデータ容量等。性能・拡張性を決めるための前提となる項目である。	要件定義時には明確にしておく必要がある。 [+] 全部のデータ量が把握できていない場合	0: すべてのデータ件数、データ量が明確である	推奨水準	<table border="1"> <tr><td>-</td><td>*</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>すべてのデータ件数、データ量が明確である</td> <td>主要なデータ件数、データ量のみが明確である</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	すべてのデータ件数、データ量が明確である	主要なデータ件数、データ量のみが明確である					<p>適用対象及びレベル設定の観点を明確化した説明文を備考に追記してはどうか。</p> <p>(略) 【注意事項】 ・レベル0は、標準準拠システムにおいて取り扱うすべてのデータ件数やデータ量が特定できている場合に選択する。 ・レベル1は、標準準拠システムにおいて取り扱うすべてのデータ件数やデータ量を特定することが困難な場合（少なくとも主要なデータの件数やデータ量は明確になっている場合）に選択する。 レベル1の場合は、明確になっていないデータ件数やデータ量を考慮すると、システム設計中や運用中において、データ件数やデータ量が変わり得る。将来的なデータ容量の枯渇やパフォーマンスなどの観点を考慮した構成の検討、及び継続的なデータ件数やデータ量の監視を行う必要がある。</p>
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	すべてのデータ件数、データ量が明確である	主要なデータ件数、データ量のみが明確である																						
B.1.1.4	性能・拡張性	業務処理量	オンラインリクエスト件数	単位時間ごとの業務処理件数。性能・拡張性を決めるための前提となる項目である。	要件定義時には明確にしておく必要がある。 [+] 全部のオンラインリクエスト件数が把握できていない場合	0: 処理ごとにリクエスト件数が明確である	推奨水準	<table border="1"> <tr><td>-</td><td>*</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>処理ごとにリクエスト件数が明確である</td> <td>主な処理のリクエスト件数のみが明確である</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	処理ごとにリクエスト件数が明確である	主な処理のリクエスト件数のみが明確である					<p>(略) 【注意事項】 ・レベル0は、標準準拠システムにおいて処理ごとのリクエスト件数を特定できている場合に選択する。 ・レベル1は、標準準拠システムにおいて処理ごとにリクエスト件数を特定することが困難な場合（少なくとも主要な処理のリクエスト件数は明確になっている場合）に選択する。 レベル1の場合は、明確になっていないオンラインリクエスト件数を鑑み、将来的なパフォーマンスなどの観点を考慮した構成の検討、及び継続的なリクエスト件数の監視を行う必要がある。</p> <p>※B.1.1.5 においても、備考欄に同様の追記を行う。</p>
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	処理ごとにリクエスト件数が明確である	主な処理のリクエスト件数のみが明確である																						

推奨水準項目の[+]条件は、【注意事項】として備考欄に転記してはどうか。

[+] 全部のデータ量が把握できていない場合

[+] 全部のオンラインリクエスト件数が把握できていない場合

修正前 (意見照会時)

修正後

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項2】C.2.3.5：OS等パッチ適用タイミング

本番系適用前に事前検証を行うべき、「外部」の定義を明示すべき等の意見（自治体意見No.19,59,92,113）が示されたことから、**以下の内容に修正してはどうか。**

修正前
(意見照会時)

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル	備考																
C.2.3.5	運用・保守性	保守運用	OS等パッチ適用タイミング	OS等パッチ情報の展開とパッチ適用のポリシーに関する項目。 OS等は、サーバー及び端末のOS、ミドルウェア、その他のソフトウェアを指す。 脆弱性に対するセキュリティパッチなどの緊急性の高いものは即時に適用する。	緊急性の高いパッチを除くと、定期保守時にパッチを適用するのが一般的と想定。 [-]外部と接続することが全くない等の理由で緊急対応の必要性が少ない場合（リスクの確認がとれている場合）。	4:緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	標準水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>パッチを適用しない</td> <td>障害発生時にパッチ適用を行う</td> <td>定期保守時にパッチ適用を行う</td> <td>緊急性の高いパッチのみ即時に適用し、それ以外は障害対応時等適切なタイミングで適用を行う</td> <td>緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う</td> <td>新規のパッチがリリースされるたびに適用を行う</td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	パッチを適用しない	障害発生時にパッチ適用を行う	定期保守時にパッチ適用を行う	緊急性の高いパッチのみ即時に適用し、それ以外は障害対応時等適切なタイミングで適用を行う	緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	新規のパッチがリリースされるたびに適用を行う	<p>【注意事項】</p> <p>リリースされるパッチの種類（個別パッチ/集合パッチ）によって選択レベルが変わる場合がある。 セキュリティパッチについては、セキュリティの項目でも検討すること（E.4.3.4）。 また、マイナンバー利用事務系のOSについては最新のパッチを速やかに適用すること。 なお、事前検証なくパッチを適用しなければならないというわけではない。</p>
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	パッチを適用しない	障害発生時にパッチ適用を行う	定期保守時にパッチ適用を行う	緊急性の高いパッチのみ即時に適用し、それ以外は障害対応時等適切なタイミングで適用を行う	緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	新規のパッチがリリースされるたびに適用を行う																		

修正後

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル	備考																
C.2.3.5	運用・保守性	保守運用	OS等パッチ適用タイミング	OS等パッチ情報の展開とパッチ適用のポリシーに関する項目。 OS等は、サーバー及び端末のOS、ミドルウェア、その他のソフトウェアを指す。 脆弱性に対するセキュリティパッチなどの緊急性の高いものは即時に適用する。	緊急性の高いパッチを除くと、定期保守時にパッチを適用するのが一般的と想定。 [-]外部と接続することが全くない等の理由で緊急対応の必要性が少ない場合（リスクの確認がとれている場合）。	4:緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	標準水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>パッチを適用しない</td> <td>障害発生時にパッチ適用を行う</td> <td>定期保守時にパッチ適用を行う</td> <td>緊急性の高いパッチのみ即時に適用し、それ以外は障害対応時等適切なタイミングで適用を行う</td> <td>緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う</td> <td>新規のパッチがリリースされるたびに適用を行う</td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	パッチを適用しない	障害発生時にパッチ適用を行う	定期保守時にパッチ適用を行う	緊急性の高いパッチのみ即時に適用し、それ以外は障害対応時等適切なタイミングで適用を行う	緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	新規のパッチがリリースされるたびに適用を行う	<p>【注意事項】</p> <p>リリースされるパッチの種類（個別パッチ/集合パッチ）によって選択レベルが変わる場合がある。 セキュリティパッチについては、セキュリティの項目でも検討すること（E.4.3.4）。 また、マイナンバー利用事務系のOSについては最新のパッチを速やかに適用すること。 なお、パッチを適用する際にはゼロデイ攻撃等を考慮し、事前検証を実施した上で適用することが望ましい。</p> <p>【「外部」とは】</p> <p>インターネットに接続した環境又は閉域環境の条件を満たさない環境。閉域環境とは、「L2SW/L3SWによる通信経路の限定を行い、かつ、ファイアウォールによる通信プロトコルの限定等を行うことで必要な通信に制限をしている環境」を指す。</p>
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	パッチを適用しない	障害発生時にパッチ適用を行う	定期保守時にパッチ適用を行う	緊急性の高いパッチのみ即時に適用し、それ以外は障害対応時等適切なタイミングで適用を行う	緊急性の高いパッチは即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行う	新規のパッチがリリースされるたびに適用を行う																		

パッチ適用前の（事前）検証を行うことが望ましい旨や、「外部」の定義を備考欄に追記してはどうか。

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項3】F.1.1.1：構築時の制約条件、F.1.2.1：運用時の制約条件

実質的に、マイナス条件を選択することができないとの意見（自治体意見No.98,99）が示されたことから、以下の内容に修正してはどうか。

修正前
(意見照会時)

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル																
F.1.1.1	システム環境・エコロジー	システム制約/前提条件	構築時の制約条件	構築時の制約となる庁内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・政府機関の情報セキュリティ対策のための 統一基準 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・GCASガイド ・個人情報保護法などシステムに関連する法令 ・ISO/IEC27000系 など	庁内規約などが存在する場合を想定。 [-] 法や条例の制約を受けない場合、もしくは業界の標準や取決めなどが無い場合	1: 制約有り (重要な制約のみ適用)	標準水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>制約無し</td> <td>制約有り(重要な制約のみ適用)</td> <td>制約有り(すべての制約を適用)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(すべての制約を適用)			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(すべての制約を適用)																				
F.1.2.1	システム環境・エコロジー	システム制約/前提条件	運用時の制約条件	運用時の制約となる庁内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・政府機関の情報セキュリティ対策のための 統一基準 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・GCASガイド ・個人情報保護法などシステムに関連する法令 ・ISO/IEC27000系 など	設置に関して何らかの制限が発生するセンターやマシンルームを前提として考慮。ただし条件の調整など可能な場合を想定。 [-] 法や条例の制約を受けない場合、もしくは業界などの標準や取決めなどが無い場合 [+] 設置センターのポリシーや共同運用など運用に関する方式が制約となっている場合	1: 制約有り (重要な制約のみ適用)	標準水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>制約無し</td> <td>制約有り(重要な制約のみ適用)</td> <td>制約有り(すべての制約を適用)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(すべての制約を適用)			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(すべての制約を適用)																				

修正後

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル																
F.1.1.1	システム環境・エコロジー	システム制約/前提条件	構築時の制約条件	構築時の制約となる庁内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・政府機関の情報セキュリティ対策のための 統一基準 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・GCASガイド ・個人情報保護法などシステムに関連する法令 ・ISO/IEC27000系 など	庁内規約などが存在する場合を想定。 [-] 法や条例の制約を受けない場合、もしくは業界の標準や取決めなどが無い場合	1: 制約有り (重要な制約のみ適用)	標準水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>制約無し</td> <td>制約有り(重要な制約のみ適用)</td> <td>制約有り(すべての制約を適用)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(すべての制約を適用)			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(すべての制約を適用)																				
F.1.2.1	システム環境・エコロジー	システム制約/前提条件	運用時の制約条件	運用時の制約となる庁内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・政府機関の情報セキュリティ対策のための 統一基準 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・GCASガイド ・個人情報保護法などシステムに関連する法令 ・ISO/IEC27000系 など	設置に関して何らかの制限が発生するセンターやマシンルームを前提として考慮。ただし条件の調整など可能な場合を想定。 [-] 法や条例の制約を受けない場合、もしくは業界などの標準や取決めなどが無い場合 [+] 設置センターのポリシーや共同運用など運用に関する方式が制約となっている場合	1: 制約有り (重要な制約のみ適用)	標準水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>制約無し</td> <td>制約有り(重要な制約のみ適用)</td> <td>制約有り(すべての制約を適用)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(すべての制約を適用)			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(すべての制約を適用)																				

ガバメントクラウドのみが対象ではないことから、削除してはどうか。

国が示した「選択レベル」記載の変更に合わせて、[-][+]条件を削除してはどうか。

「制約無し」のレベル設定が事実上想定されないことから、「制約有り」のみレベル設定可とし、括弧書きは削除してはどうか。

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項3】E.1.1.1：遵守すべき規定、ルール、法令、ガイドライン等の有無

実質的にマイナス条件を選択することができないとの意見（自治体意見No.20,66）が示されたことから、以下の内容に修正してはどうか。

修正前
(意見照会時)

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目 種別	【第1.2版】(案) レベル																
E.1.1.1	セキュリティ	前提条件・ 制約条件	遵守すべき規定、 ルール、法令、ガイド ライン等の有無	<p>ユーザが遵守すべき情報セキュリティに関する規程やルール、法令、ガイドライン等が存在するかどうかを確認するための項目。</p> <p>なお、遵守すべき規程等が存在する場合は、規定されている内容と矛盾が生じないよう対策を検討する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する法令 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・その他のガイドライン ・その他のルール 	セキュリティポリシー等を遵守する必要があることを想定。	2: 有り	標準 水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の 対象とし ない</td> <td>ベンダー による提 案事項</td> <td>無し</td> <td>有り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の 対象とし ない	ベンダー による提 案事項	無し	有り				
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の 対象とし ない	ベンダー による提 案事項	無し	有り																					

修正後

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目 種別	【第1.2版】(案) レベル																
E.1.1.1	セキュリティ	前提条件・ 制約条件	遵守すべき規定、 ルール、法令、ガイド ライン等の有無	<p>ユーザが遵守すべき情報セキュリティに関する規程やルール、法令、ガイドライン等が存在するかどうかを確認するための項目。</p> <p>なお、遵守すべき規程等が存在する場合は、規定されている内容と矛盾が生じないよう対策を検討する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する法令 ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省） ・その他のガイドライン ・その他のルール 	<p>セキュリティポリシー等を遵守する必要があることを想定。</p> <p>[-] 遵守すべき規程やルール、法令、ガイドライン等が無い場合</p>	2: 有り	標準 水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の 対象とし ない</td> <td>ベンダー による提 案事項</td> <td>無し</td> <td>有り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の 対象とし ない	ベンダー による提 案事項	無し	有り				
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の 対象とし ない	ベンダー による提 案事項	無し	有り																					

[-]条件を削除してはどうか。

「無し」のレベル設定が想定されないことから、「有り」のみレベル設定可としてはどうか。

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項4】C.6.3.1：インシデント管理の実施有無、C.6.4.1：問題管理の実施有無

インシデント管理のプロセスを「新規に規定する」か否かではなく、インシデント管理等を実施するかどうか等でレベル上下の条件が決定されるべきといった意見（自治体意見No.101他）が示されたことから、以下の内容に修正してはどうか。

修正前
(意見照会時)

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目 種別	【第1.2版】(案) レベル																
C.6.3.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	インシデント管理の実施有無	システムで発生するインシデントの管理を実施するかどうかを確認する。インシデント管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	運用管理業務のうちインシデントに対する管理として求める内容。 [-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	1: 既存のインシデント管理のプロセスに従う	推奨水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>インシデント管理について規定しない</td> <td>既存のインシデント管理のプロセスに従う</td> <td>新規にインシデント管理のプロセスを規定する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	インシデント管理について規定しない	既存のインシデント管理のプロセスに従う	新規にインシデント管理のプロセスを規定する			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	インシデント管理について規定しない	既存のインシデント管理のプロセスに従う	新規にインシデント管理のプロセスを規定する																				
C.6.4.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	問題管理の実施有無	インシデントの根本原因を追究するための問題管理を実施するかどうかを確認する。問題管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	運用管理業務のうち問題管理に対する管理として求める内容。 [-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	1: 既存の問題管理のプロセスに従う	推奨水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>問題管理について規定しない</td> <td>既存の問題管理のプロセスに従う</td> <td>新規に問題管理のプロセスを規定する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	問題管理について規定しない	既存の問題管理のプロセスに従う	新規に問題管理のプロセスを規定する			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	問題管理について規定しない	既存の問題管理のプロセスに従う	新規に問題管理のプロセスを規定する																				

「レベル2」を削除し、管理を実施することを「レベル1」、管理を実施しないことを「レベル0」としてはどうか。

修正後

項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目 種別	【第1.2版】(案) レベル																
C.6.3.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	インシデント管理の実施有無	システムで発生するインシデントの管理を実施するかどうかを確認する。 インシデント管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	運用管理業務のうちインシデントに対する管理として求める内容。 [-]運用管理を行わなくとも、業務への支障が小さいことが明らかである場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	1: インシデント管理を実施する	推奨水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>インシデント管理を実施しない</td> <td>インシデント管理を実施する</td> <td>新規にインシデント管理のプロセスを規定する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	インシデント管理を実施しない	インシデント管理を実施する	新規にインシデント管理のプロセスを規定する			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	インシデント管理を実施しない	インシデント管理を実施する	新規にインシデント管理のプロセスを規定する																				
C.6.4.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	問題管理の実施有無	インシデントの根本原因を追究するための問題管理を実施するかどうかを確認する。 問題管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	運用管理業務のうち問題管理に対する管理として求める内容。 [-]運用管理を行わなくとも、業務への支障が小さいことが明らかである場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	1: 問題管理を実施する	推奨水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>問題管理を実施しない</td> <td>問題管理を実施する</td> <td>新規に問題管理のプロセスを規定する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	問題管理を実施しない	問題管理を実施する	新規に問題管理のプロセスを規定する			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	問題管理を実施しない	問題管理を実施する	新規に問題管理のプロセスを規定する																				

マトリクス説明の一部及び[+]条件を削除してはどうか。また、推奨水準項目の[-]条件は【注意事項】として備考欄に転記してはどうか。

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項4】C.6.5.1：構成管理の実施有無、C.6.6.1：変更管理の実施有無、C.6.7.1：リリース管理の実施有無

構成管理のプロセスを「新規に規定する」か否かではなく、構成管理等を実施するかどうか等でレベル上下の条件が決定されるべきといった意見（自治体意見 No.101他）が示されたことから、以下の内容に修正してはどうか。

修正前（意見照会時）

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル																
C.6.5.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	構成管理の実施有無	リリースされたハードウェアやソフトウェアが適切にユーザ環境に構成されているかを管理するための構成管理を実施するかどうかを確認する。構成管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	運用管理業務のうち構成管理に対する管理として求める内容。 [-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	1: 既存の構成管理のプロセスに従う	標準水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>構成管理について規定しない</td> <td>既存の構成管理のプロセスに従い</td> <td>新規に構成管理のプロセスを規定する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	構成管理について規定しない	既存の構成管理のプロセスに従い	新規に構成管理のプロセスを規定する			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	構成管理について規定しない	既存の構成管理のプロセスに従い	新規に構成管理のプロセスを規定する																				
C.6.6.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	変更管理の実施有無	ハードウェアの交換やソフトウェアのパッチ適用、バージョンアップ、パラメータ変更といったシステム環境に対する変更を管理するための変更管理を実施するかどうかを確認する。変更管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	運用管理業務のうち変更管理に対する管理として求める内容。 [-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	1: 既存の変更管理のプロセスに従う	推奨水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>変更管理について規定しない</td> <td>既存の変更管理のプロセスに従う</td> <td>新規に変更管理のプロセスを規定する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	変更管理について規定しない	既存の変更管理のプロセスに従う	新規に変更管理のプロセスを規定する			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	変更管理について規定しない	既存の変更管理のプロセスに従う	新規に変更管理のプロセスを規定する																				
C.6.7.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	リリース管理の実施有無	承認された変更が正しくシステム環境に適用されているかどうかを管理するリリース管理を実施するかどうかを確認する。リリース管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	運用管理業務のうちリリース管理に対する管理として求める内容。 [-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	1: 既存のリリース管理のプロセスに従う	推奨水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>リリース管理について規定しない</td> <td>既存のリリース管理のプロセスに従う</td> <td>新規にリリース管理のプロセスを規定する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	リリース管理について規定しない	既存のリリース管理のプロセスに従う	新規にリリース管理のプロセスを規定する			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	リリース管理について規定しない	既存のリリース管理のプロセスに従う	新規にリリース管理のプロセスを規定する																				

修正後

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル																
C.6.5.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	構成管理の実施有無	リリースされたハードウェアやソフトウェアが適切にユーザ環境に構成されているかを管理するための構成管理を実施するかどうかを確認する。 構成管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	運用管理業務のうち構成管理に対する管理として求める内容。 [-]運用管理を行わなくとも、業務への支障が小さいことが明らかである場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	1: 構成管理を実施する	標準水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>構成管理を実施しない</td> <td>構成管理を実施する</td> <td>新規に構成管理のプロセスを規定する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	構成管理を実施しない	構成管理を実施する	新規に構成管理のプロセスを規定する			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	構成管理を実施しない	構成管理を実施する	新規に構成管理のプロセスを規定する																				
C.6.6.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	変更管理の実施有無	ハードウェアの交換やソフトウェアのパッチ適用、バージョンアップ、パラメータ変更といったシステム環境に対する変更を管理するための変更管理を実施するかどうかを確認する。 変更管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	運用管理業務のうち変更管理に対する管理として求める内容。 [-]運用管理を行わなくとも、業務への支障が小さいことが明らかである場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	1: 変更管理を実施する	推奨水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>変更管理を実施しない</td> <td>変更管理を実施する</td> <td>新規に変更管理のプロセスを規定する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	変更管理を実施しない	変更管理を実施する	新規に変更管理のプロセスを規定する			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	変更管理を実施しない	変更管理を実施する	新規に変更管理のプロセスを規定する																				
C.6.7.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	リリース管理の実施有無	承認された変更が正しくシステム環境に適用されているかどうかを管理するリリース管理を実施するかどうかを確認する。 リリース管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	運用管理業務のうちリリース管理に対する管理として求める内容。 [-]運用管理を行わなくとも、業務への支障が小さいことが明らかである場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合（既存のプロセスを見直す場合を含む）	1: リリース管理を実施する	推奨水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>リリース管理を実施しない</td> <td>リリース管理を実施する</td> <td>新規にリリース管理のプロセスを規定する</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	リリース管理を実施しない	リリース管理を実施する	新規にリリース管理のプロセスを規定する			
-	*	0	1	2	3	4	5																	
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	リリース管理を実施しない	リリース管理を実施する	新規にリリース管理のプロセスを規定する																				

2. 意見照会結果を踏まえた改定案への反映事項

【個別整理事項4】A.3.2.2:保管方法（外部保管データ）

「レベル2」に記載の「ネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップを含む」における「含む」という文言について、その意図が分かりづらいという意見（自治体意見No.100）や、バックアップ手法に対する意見（自治体意見No.25）が示されたことから、以下の内容に修正してはどうか。

修正前
(意見照会時)

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル	備考																
A.3.2.2	可用性	災害対策	保管方法（外部保管データ）	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管するための方法。	A.3.2.1と同じ拠点へのリモートバックアップを想定。 [-]媒体での外部保管のみによる運用を許容できる場合	2:ネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップを含む	標準水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>外部保管しない</td> <td>媒体による外部保管のみ</td> <td>ネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップを含む</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	媒体による外部保管のみ	ネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップを含む				【注意事項】 A.3.2.1（保管場所分散度(外部保管データ)）と合わせて考慮し、整合するようにレベルを選択すること。
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	媒体による外部保管のみ	ネットワーク経由でストレージへのリモートバックアップを含む																					

修正後

項番	大項目	中項目	マトリクス(指標)	マトリクス説明	選択時の条件	【第1.2版】(案) 選択レベル	項目種別	【第1.2版】(案) レベル	備考																
A.3.2.2	可用性	災害対策	保管方法（外部保管データ）	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管するための方法。	A.3.2.1と同じ拠点へのリモートバックアップを想定。 [-]「媒体での外部保管」又は「ネットワーク経由でのストレージへの遠隔保管」のいずれかによる運用（バックアップ）を許容できる場合	2:「媒体による外部保管」及び「ネットワーク経由でのストレージへの遠隔保管」による複層バックアップ	標準水準	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>仕様の対象としない</td> <td>ベンダーによる提案事項</td> <td>外部保管しない</td> <td>「媒体による外部保管」又は「ネットワーク経由でのストレージへの遠隔保管」のいずれかによるバックアップのみ</td> <td>「媒体による外部保管」及び「ネットワーク経由でのストレージへの遠隔保管」による複層バックアップを含む</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	-	*	0	1	2	3	4	5	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	「媒体による外部保管」又は「ネットワーク経由でのストレージへの遠隔保管」のいずれかによるバックアップのみ	「媒体による外部保管」及び「ネットワーク経由でのストレージへの遠隔保管」による複層バックアップを含む				【注意事項】 A.3.2.1（保管場所分散度(外部保管データ)）と合わせて考慮し、整合するようにレベルを選択すること。 近年、ランサムウェアによるセキュリティインシデントが多発していることに鑑みると、リモートバックアップに加えてオフラインバックアップを取得することが望ましい。
-	*	0	1	2	3	4	5																		
仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	外部保管しない	「媒体による外部保管」又は「ネットワーク経由でのストレージへの遠隔保管」のいずれかによるバックアップのみ	「媒体による外部保管」及び「ネットワーク経由でのストレージへの遠隔保管」による複層バックアップを含む																					

「含む」という表現を削除し、媒体によるバックアップ及びネットワーク経由でのバックアップを複層で実施することを「レベル2」、どちらかのみであれば「レベル1」とし、各レベルの内容を明確化してはどうか。

近年のセキュリティインシデント発生状況に鑑み、レベル設定における留意点を備考欄に追記してはどうか。

3. その他整理事項【独自クラウド（自治体クラウド）への適用】

<検討会における従来の議論>

○ 検討会以前

- ・ 非機能要件の標準は、令和2年9月に策定した第1.0版から、その利用方法において「**非機能要件の標準**」に従って、クラウドサービスによりシステムを提供すると提示。
- ・ 第1.0版から「クラウドサービス」が適用対象範囲とされていたものであるが、具体的な「クラウドサービス」の定義は示されていないところ。

○ 第一回検討会

- ・ 適用対象範囲について複数の質問。

○ 第二回検討会

- ・ 事務局内における検討においては、「非機能要件の標準」についてはガバメントクラウド及びパブリッククラウド内の適用を前提に議論を重ねてきており、ここに定められている項目をそれ以外へ適用させることは困難な可能性があることを認識。
- ・ このため、第二回検討会において「ガバメントクラウド及びパブリッククラウドに構築される標準準拠システムにおいて遵守を求めている基準」である旨を提示。

<現状に至る整理>

○ 意見照会結果

- ・ 国に寄せられた意見等を確認する中で、多数の事業者が自社の独自クラウドについて「非機能要件の標準」に適合させる必要があると認識しており、既に対応済みと判明。

※ 過去の策定・改定時における改めでの整理

- ・ 第1.0版の制定時（令和2年9月）においては、ガバメントクラウド対象クラウドサービス自体が決定されておらず、独自クラウドを適用対象としていたと考えられる。

- ※ その後、第1.1版への改定時（令和4年8月）においては、ガバメントクラウド上に構築する基幹業務システムを適用対象とすることを想定し、ガバメントクラウド先行事業参加団体や事業者からの意見も踏まえて要件を見直したが、独自クラウドについての整理は未実施。

➡ 適用対象範囲の再検討

- 従来は、独自クラウドが「非機能要件の標準」の適用対象外であることについて明確に示してはならず、引き続き適用対象であると認識され得る状況。その後、一旦、限定的な解釈を示したものの、意見照会の結果や一部事業者への聞き取り等も踏まえつつ、望ましい状況がいずれかを含め、現在に至るまで継続的に検討。
- 実際には、多数の自治体や事業者が独自クラウドについても適用対象であると認識し、実際に移行作業を進めている状況。
- 標準化の趣旨を鑑みれば、「クラウドサービス」上の標準準拠システムの非機能要件の基準について、統一させることが望ましいと考えられる。



独自クラウドについても、「非機能要件の標準」の適用対象とする方向で整理することとしたい。

なお、独自クラウドで稼働する標準準拠システムを利用する一部自治体において、移行期限までに非機能要件の標準を満たせない可能性がある場合は、個別にフォローしていく。

4. 改定後の継続検討課題

意見照会や本検討会で示された意見等のうち、今後も検討していくべき事項が存在するものと考えている。

■ 各項目に関する意見

- 推奨水準項目に対しては「仕様の対象としない」というレベルを設定可能とした上で、それに対応した条件を規定できないか。
- より細かな要件定義をすることにより取るべき対策が明確になり判断がしやすくなるのではないか。
- より大胆な項目設定とすべきではないか。

■ その他全般的な意見

- 自治体サービスの持続可能性を高める観点から、積極的に非機能要件の下位レベルを選択することを発信していくべきではないか。
- 条件付きで下位レベルを選択可能とすると、管理方法・運用方法の複雑度が増し、管理運用コストが増える場合もあるのではないか。
- コスト削減効果の期待から本改定案を検討していると思われるが、下位レベルを選択することによるコスト削減効果の試算をすべきではないか。
- システムや自治体規模に応じて選択しやすくするように、例えば「松竹梅」レベルでのパターンを展開するのはいかがか。



改定後の自治体の動向をモニタリングし、改定前の状況と比べどのような差異が生じているか、自治体の声を聞きながら今後も検討を進めてまいりたい。

5. 今後の予定事項

■ 地方公共団体情報システム「非機能要件の標準【第1.2版】」公表予定（改定後本体及び新旧対照表）

- ・ HPへの公開時には、改定の経緯などを記載した概要資料を作成し、併せて掲載予定。
- ・ 意見照会の結果として寄せられた意見及び回答の一覧は、地方公共団体及び事業者へ展開予定。

■ 上記公開文書の見方・使用方法等に関する自治体・事業者向け説明会の実施

【第1.2版】見本（予定）

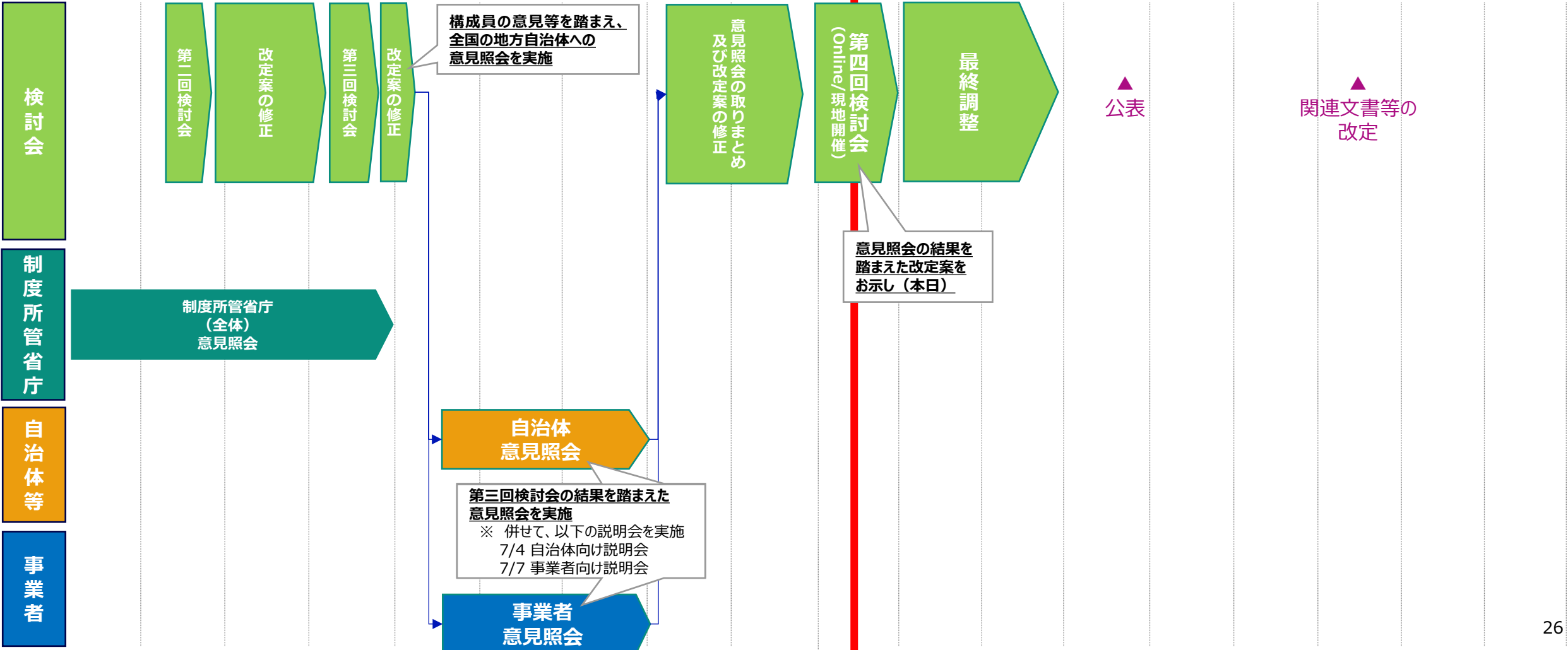
項番	大項目	中項目	マトリクス (指標)	マトリクス説明	クラウド 調達時の 扱い ¹	利用方 の扱い ²	選択レベル	選択時の条件	レベル							備考 「利用ガイド」第4章も参照のこと	項目種別 ³				
									-	*	0	1	2	3	4			5			
C.6.3.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	インシデント管理の実施有無	システムで発生するインシデントの管理を実施するかどうかを確認する。インシデント管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△		1	インシデント管理を実施する 運用管理業務のうちインシデントに対する管理として求める内容。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	インシデント管理を実施する	インシデント管理を実施する								[-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)	推奨水準項目
C.6.4.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	問題管理の実施有無	インシデントの根本原因を追究するための問題管理を実施するかどうかを確認する。問題管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	△		1	問題管理を実施する 運用管理業務のうち問題管理に対する管理として求める内容。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	問題管理を実施しない	問題管理を実施する								[-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)	推奨水準項目
C.6.5.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	構成管理の実施有無	リリースされたハードウェアやソフトウェアが適切にユーザ環境に構成されているかを管理するための構成管理を実施するかどうかを確認する。	△		1	構成管理を実施する 運用管理業務のうち構成管理に対する管理として求める内容。 [-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	構成管理を実施しない	構成管理を実施する								[-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)	必須水準項目
C.6.6.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	変更管理の実施有無	ハードウェアの交換やソフトウェアのバッチ適用、バージョンアップ、パラメータ変更といったシステム環境に対する変更を管理するための変更管理を実施するかどうかを確認する。	△		1	変更管理を実施する 運用管理業務のうち変更管理に対する管理として求める内容。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	変更管理を実施しない	変更管理を実施する								[-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)	推奨水準項目
C.6.7.1	運用・保守性	その他の運用管理方針	リリース管理の実施有無	承認された変更が正しくシステム環境に適用されているかどうかを管理するリリース管理を実施するかどうかを確認する。	△		1	リリース管理を実施する 運用管理業務のうちリリース管理に対する管理として求める内容。	仕様の対象としない	ベンダーによる提案事項	リリース管理を実施しない	リリース管理を実施する								[-]運用管理契約を行わない場合 [+]新たにプロセスを作成する必要がある場合(既存のプロセスを見直す場合を含む)	推奨水準項目

公開までのスケジュールについて（8/5時点）

以下に示したスケジュールに沿って、取組を進めていく。

令和7年度

6月2日週 6月9日週 6月16日週 6月23日週 6月30日週 7月7日週 7月14日週 7月21日週 7月28日週 8月4日週 8月11日週 8月18日週 8月25日週 9月1日週 9月8日週 9月15日週 9月22日週 9月29日週



【再掲】運用経費の抑制における非機能要件の標準の見直しの位置付け

- 令和7年6月13日に「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」をとりまとめたところ。
- この対策に基づき、見積精査等の当面の対策を行ったうえで、構造的な要因等に対する対策を講じていくこととしており、その構造的な要因等に対する対策の一つとして、「非機能要件に係る対応」を位置付けている。

自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策 <概要>

1. 総合的な対策のとりまとめの経緯・趣旨

原則2025年度末の標準化の移行期限に向けて、各自治体における移行作業は着実に進捗。他方で、標準化・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、足下の見積内容を踏まえて、地方団体から大幅に増加するという懸念の声があるため、デジタル行財政改革会議（2025年4月22日開催）の石破総理指示に基づき、地方三団体の代表も入ったワーキングチームで総合的な対策を検討。

2. 標準化・ガバメントクラウドの活用の意義

自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド活用は、自治体の人的・財政的負担の軽減、セキュリティの確保・高度化、大規模災害に備えた対策という観点から重要な取組。事業者にとっても、生産性の向上、ビジネスモデルの変革、AIなど成長分野への経営資源の投入などが可能になる。

3. 移行後の運用経費が増加する要因

(1) 構造的な要因（二重の基盤・ネットワーク管理費用、ガバメントクラウドに最適化できていない、見積におけるバッファの上乗せ、競争が働いていない など）
(2) 機能強化要因（サービスレベルの向上 など）、(3) 外部要因（物価、賃金上昇、為替 など）

4. 総合的な対策

運用経費が増加する要因は、自治体や事業者ごとに異なる面もあるため、まずは足下の見積における運用経費の増加の抑制を行う。その上で、構造的に運用経費が増加している部分等について対策を講じる。

<p>(1) 見積精査等の当面の対策</p> <ul style="list-style-type: none">① 見積精査支援の拡充② 事業者に対して見積内容を丁寧に自治体に説明するよう要請③ 見積チェックリスト、アプローチガイドの拡充等④ クラウド利用料の更なる各種割引等の交渉⑤ クラウド利用料の見える化・分析⑥ 先行事例の横展開⑦ 制度改正等に伴う標準仕様書の改定ルールの徹底	<p>(2) 構造的な要因等に対する対策</p> <ul style="list-style-type: none">① システム運用管理の省力化・自動化の推進② 公共SaaSによる基盤・業務一体調達の実現に向けた環境整備③ 業務システムの提供基盤等の最適化④ 機能要件及び非機能要件に係る対応⑤ システム運用経費の見える化・分析による競争促進⑥ クラウド技術等に精通した人材の育成
--	---

(3) 検討事項

- ① 移行後のシステム運用経費が増加するという自治体の意見と自治体システムのコスト構造の分析を踏まえた財政措置のあり方の検討
- ② これまでの達成状況や効果の検証を行いながら取組全般のバージョンアップ ※標準化法附則第2項に基づき、法施行5年後の見直し

5. 国の取組と都道府県・市区町村・事業者期待される役割

【国】 当面の対策・構造的な要因等に対する対策の着実な実施 等
【事業者】 見積の丁寧な説明、システム運用管理の自動化等の推進、SaaSモデルへの転換 等
【市区町村】 見積内容・実績の確認、業務改革 等 【都道府県】 DX推進体制の構築、デジタル庁と連携した見積精査支援 等

3

デジタル庁
Digital Agency